

積荷研究部	(1)放射性物質研究室 (2)毒性研究室 (3)爆発性物質研究室 (4)高圧ガス研究室 (5)低温研究室	左の各種物質についての危険性の尺度、その測定方法に関する研究 これらの物質についての格付、包装、容器・積荷、荷卸し方法などについての研究
	(6)調査係	国際資料の蒐集
	(1)適性素質の心理学的研究室	知能、視聴覚機能、知覚運動機能、情意、性格など精神的機能の研究
	(2)適性素質の医学的研究室	身体的、生理的諸機能の研究
	(3)運転者の訓練教育に関する研究室	訓練方法、安全教育の研究 運転技術の検査方法
	(4)運転疲労研究室	労働時間、休息、疾病、アルコールなどに関する研究

人 員

所長	1名
研究部長	5名
研究室長	23名（うち1名係長）
研究員	80名
補助者	100名
管理部 人員計	25名
計	243名

6-42

庶発第1087号 昭和40年12月13日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

〔写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、自治各大臣  
人事院総裁〕

大学助手・研究補助者の待遇改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第44回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

科学者の待遇改善については、その重要性にかんがみ、本会議はこれまでしばしば政府に勧告を行なった。しかし、未だ十分に改善の実があがったとは認められず、はなはだ遺憾である。

特に大学の助手および研究補助者は、今回実施した実態調査によても、大学における研究と教育とについて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その待遇は、きわめて憂慮すべき現状にあることが判明した。

よって政府は科学者待遇改善の一環として、大学助手、研究補助者の待遇につき、次の事項に関し

速やかに特別の配慮を払われるよう要望する。

- (1) 国立大学助手および研究補助者の俸給、特に初任給を大幅に引き上げること。
- (2) 国立大学助手のうち、特に能力・業績のすぐれた者については、教育職俸給表(一)の3等級俸給を支給できるように改正すること。
- (3) 大学院学生の教育に関与する助手には、現在大学院担当教官に支給されている俸給の調整額を支給すること。
- (4) 職務として研究に従事する大学助手については、その呼称を改め、その身分を教員とするように教育公務員特例法および関係法規を改正すること。
- (5) 国立大学における研究補助者の俸給表を新たに設け、かつその上位の俸給を画期的に高めること。

#### 説明

- (1) 本委員会が昨年末実施した国立大学助手・研究補助者（技術職員・技能職員・教務職員等、直接研究を補助する者）についての実態調査の結果によると、両者の待遇は全般的に低く、これを現状のままに放置することは、わが国の科学的研究の発達にとって重大な障害を来たすことが明確にされたので、本提案を行なうに至ったのである。
- (2) 大学の助手は、将来のわが国の科学的研究を担うべき立場にあるものであるが、現在は、その多くは既に研究者として科学的研究に重要な役割を演じており、また大学の教育面においても多くの寄与を行なっている。一方、研究補助者については、研究領域の拡大、研究の高度化に伴い、ますますその重要性が増大し、その素質のいかんは、現在における科学的研究の進展に重大な関係をもつに至った。しかるに、彼等の受ける俸給はきわめて低く、独立した生計を立てるにさえ困難な現状で、彼等の多くは副収入を得るために貴重な時間を割き、また転職を希望する者も少なくない。

このような状況では、学問好きの優秀な青年であっても大学の構成員になる意志を断念せざるを得ない。このような傾向は、わが国の学術振興にとってまことに憂うべき事態であるといわなければならない。よって現行の助手・研究補助者の俸給、特に初任給を大幅に引き上げて、優秀な人材を大学に引きつけ、かつ、これを確保することが、科学者の待遇問題として焦眉の重要問題であると考える。

- (3) 現行の給与規定によれば、国立大学助手の俸給は、その能力・業績および勤務年数のいかんを問わず、教育職俸給表(一)の4等級に固定されている。そのため助手のうち優れた能力があり、立派な業績をあげている者であっても、教官の定員の関係で、長く助手の地位に止まる者について、待遇上の優遇を計ることができない。特に優秀な助手に対し、3等級俸給（現行では講師に適用）を支給できるように改正することは、この点を改善するための方策として取り上げる価値があるというべきである。
- (4) 現在、大学院担当の教授・助教授および講師には、大学院を担当することに対して、俸給の調整額が支給されているが、助手の場合は、たとえいかに大学院学生の教育に深く関与していても、調整額は支給されていない。しかるに実態調査の結果、助手のうちには大学院学生の実験・実習・演習に参与し、また卒論指導にも関係するなど、重要な役割を果たしている者が少なくないことが判明した。よってかかる機能を果たしている助手に対しては、講師以上と同様に俸給の調整額を支給するように改めるべきである。

(5) 実態調査の結果、助手のうちには学部学生や大学院学生の教育に関与している者が相当高率にのぼっていること及び助手は研究の面において助教授・講師と同じような役割を果たしていることが明らかとなった。このような者については社会通念からいって、助手という呼称は不適当であると考えられるので、その呼称を職務内容にふさわしいものに改めるべきである。また、助手の身分は一応文部教官とはなっているが、現行法の下では、教育公務員ではなく、(注1)単に法に規定する大学の教員に関する規定を準用する者とされている。(注2)これは上述のように多くの助手が負担している研究上、教育上の重要な職務からいってはなはだ不当な取扱いといわざるを得ない。よって「教育公務員特例法」ならびに「教育公務員特例法施行令」等、関係法規に必要な改正を行なうべきである。

(注1) 教育公務員特例法

(定義)

第2条 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法第1条に定める学校で、同法第2条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2. この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る)をいう。

(注2) 教育公務員特例法施行令

(教育公務員以外の者)

第2条 大学の助手については、法に規定する大学の教員に関する規定を準用する。

(6) 国立大学における研究補助者は、はなはだ雑多な仕事を分担しており、従前の比較的簡単な業務に従事する者から最近における研究領域の拡大、研究の高度化に伴い、研究上きわめて重要な役割を果たすべき高級技術者ないし高級給表(一)および(二)の適用を受ける者があり、教(一)の場合には、大部分は5等級止まりで、まれには教授、助教授、助手等のポストを流用して、1~4等級の適用を受け、行(一)の場合は5等級止まり、行(二)の場合は1等級まで適用を受けるなど、はなはだ複雑な給与体系となっており、大学における研究の補助という共通職務からの統一された概念からは縁遠い待遇となっている。そして初任給が低いだけでなく、最上位の俸給も特別の場合を除いては余り高くなく、現在の段階における科学研究の一端を担う者としての待遇を受けているとは言えない。そのため大学における彼等の勤続年数はきわめて短かく、有能な研究補助者は民間会社等へ高給で転出している。このことは大学における研究に大きな障害を来たし、研究能率の低下を招く結果となっている。

よって彼等の俸給表を新たに設け、すべての研究補助者に適用し得るように改め、かつその上位の俸給を現行のそれより画期的に高める必要があると認められる。